

中国国家認証認可監督管理委員会（CNCA）公告
CNCA2014 年第 31 号公告（抜粋）

国家認証認可監督管理委員会は、強制製品認証実施規則を全面的に調整改定した。ここに改定された自動車及び安全部品類強制製品認証実施規則を公告する。新版規則は 2015 年 1 月 1 日より施行する。

各認証機関は、2014 年 12 月 31 日までに新版規則及び強制製品認証汎用実施規則に基づいて、関連製品の実施細則を作成し、CNCA に届けて、CNCA の承認を得てから運用を開始する。新版実施規則施行前までに、非量産車両の認証方式、車両改造、ガソリンの消耗など、新版実施規則により変更した管理規定に関連する取得済みの完成車両の CCC 認証証書は引き続き使用することができる。但し、認証証書にかゝられる全ての製品及び企業は、2016 年 12 月 31 日までに新版規則の要求事項に適合しなければならない。期限が過ぎて、新版規則の要求事項に適合しない関連製品の認証証書は一時停止とする。新版規則実施前までに認証を取得済みのその他の車両及び安全部品類の認証証書は引き続き使用することが出来る。認証証書の書換えは、有効期間の更新、適用規格の更新、製品変更などの自然な方式で行う。

新版実施規則は製品の適用範囲を以下の通り調整した。

- 一、「原動機付き車両用外部照明及び光信号装置」に "自動車後部反射板" を追加；
- 二、「自動車内装材」に "部分乗客室、運転室、トランクの内装部品、エンジンルーム内またはその他の熱源に使用される防音、断熱仕様の内装部品" を追加；
- 三、適用規格名称の変更に従い、適用製品名称は "自動車ミラー" から "原動機付き車両の間接視野装置" に変更した。適用範囲も適用規格に準じて改定した。

附録 1：自動車車両及び安全部品類強制製品認証実施規則調整対照表